

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 3 月 12 日 提出

案 件 担 当 部 課 等	教育部教育総務課
案 件 名 称	三浦市教育大綱の策定について
部 門 経 営 会 議 審 議 日	令和 8 年 3 月 11 日
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項 別紙案を三浦市教育大綱とすることについて	
<p>現状と課題</p> <p>教育大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項において、地方公共団体の長がその地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされている。</p> <p>また、同条第 2 項では、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合教育会議で協議するものとされている。</p> <p>なお、令和 8 年 2 月 13 日開催の令和 7 年度第 1 回三浦市総合教育会議において、市長と教育委員会との協議は終了している。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>教育大綱は市長が策定する三浦市総合計画の教育に関する部分の内容に即した形で策定している。</p> <p>総合計画も教育大綱も市長が市の施策について総合的に定めたものであり、整合性を持ったものでなければならないと考える。</p>	
<p>総合計画、行政革命戦略及び予算との関係</p> <p>施策大綱 1 「ひと」がつながり、健やかな未来を育む都市目標（2）子育て・教育 全てのこどもが、自分らしく未来に向かって、豊かな自然とともに育つまちを目指します。</p>	
備考 説明員	浦西教育総務課長 阿井教育総務課教育総務 G L